

委員会議案第 4 号

彦根市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)10 月 9 日

彦根市議会議会改革特別委員会
委員長 北 川 元 気

彦根市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

彦根市議会議員政治倫理条例(平成 27 年彦根市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 20 条とし、第 17 条を第 19 条とし、第 16 条を第 18 条とする。

第 15 条中「第 13 条」を「第 14 条」に改め、「棄却したとき」の次に「、第 15 条第 1 項の規定により陳述書が提出されたとき」を加え、同条を第 17 条とし、第 14 条を第 16 条とする。

第 13 条第 2 項中「前条第 2 項」を「第 12 条第 2 項」に改め、同条を第 14 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(陳述書の提出)

第 15 条 対象議員は、第 13 条の規定による通知を受けたときは、当該審査の結果について、議長に対し陳述書を提出することができる。

2 前項の規定による陳述書の提出は、同項の通知を受けた日から 14 日以内に行わなければならない。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(審査結果の通知)

第 13 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該審査請求の代表者および対象議員に対し当該報告の内容を通知しなければならない。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の彦根市議会議員政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた審査請求について適用し、同日前になされた審査請求については、なお従前の例による。